

議第4号

高山市印鑑条例の一部を改正する条例について

高山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

電気通信事業法の改正に伴い改正しようとする。

高山市印鑑条例の一部を改正する条例

高山市印鑑条例（昭和52年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第10条の2 前条の申請について、高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年高山市条例第14号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用し、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて行うときは、印鑑登録証を添えることを要しない。この場合において、前条第3項中「印鑑登録証」とあるのは、「署名用電子証明書」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第10条の2 前条の申請について、高山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年高山市条例第14号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用し、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて行うときは、印鑑登録証を添えることを要しない。この場合において、前条第3項中「印鑑登録証」とあるのは、「署名用電子証明書」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）</p>

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。